

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起終	点
西淀川区 第2017-01号線	西淀川区中島2丁目13番の32地 同 区同 2丁目13番の1地	点
淀川区 第2017-03号線	淀川区三津屋北1丁目33番の12地 豊中市大島町3丁目540番の2地	点
東淀川区 第2017-01号線	東淀川区上新庄2丁目453番の3地 同 区同 2丁目441番の1地	点

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

西淀川区第2017-01号線ほか2路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 - 5 省 略

参 考 図

凡 例

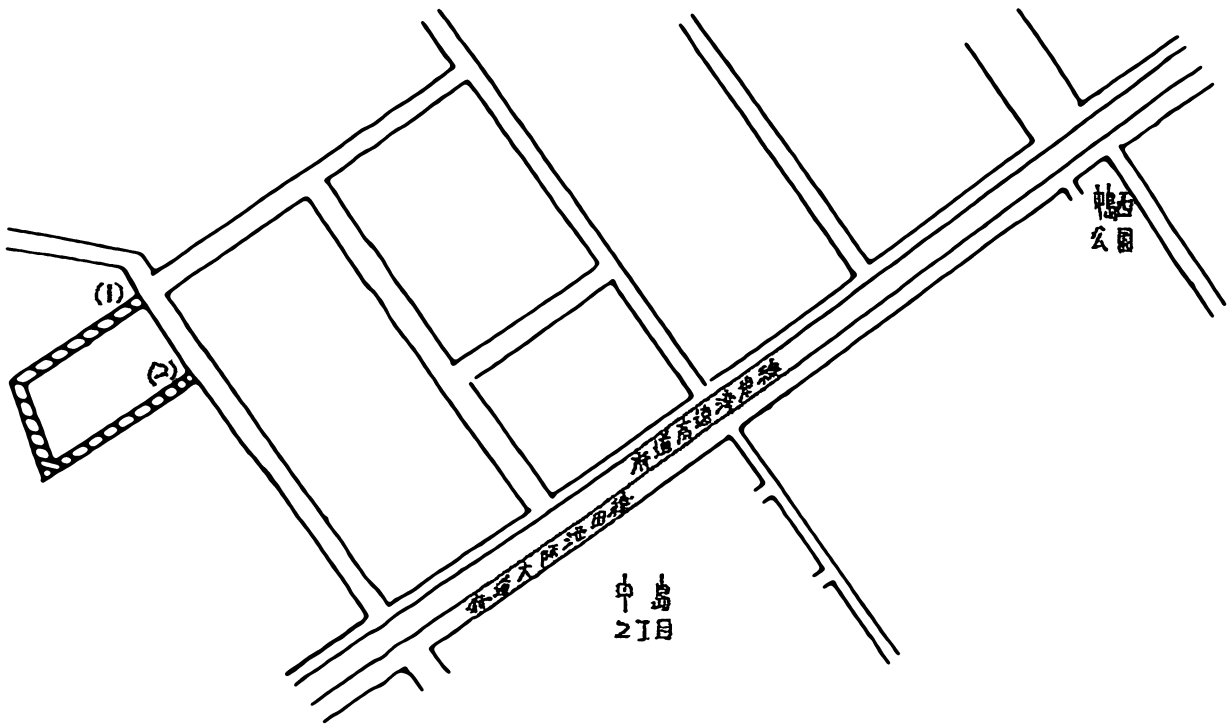


今回認定する路線

—〈・〉—〈・〉— 市 界

— · · · — 町 丁 界

(1) 西淀川区

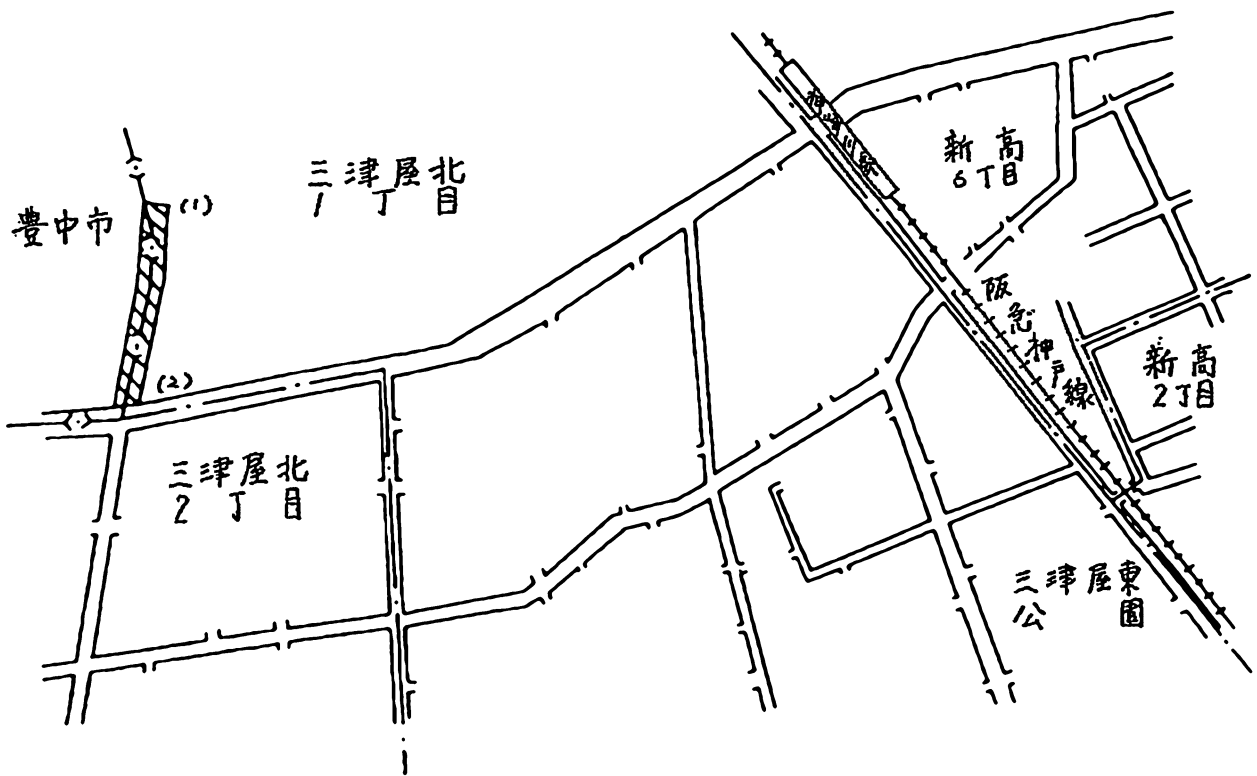


説 明

西淀川区第2017-01号線

(1) (2)間

(2) 淀川区

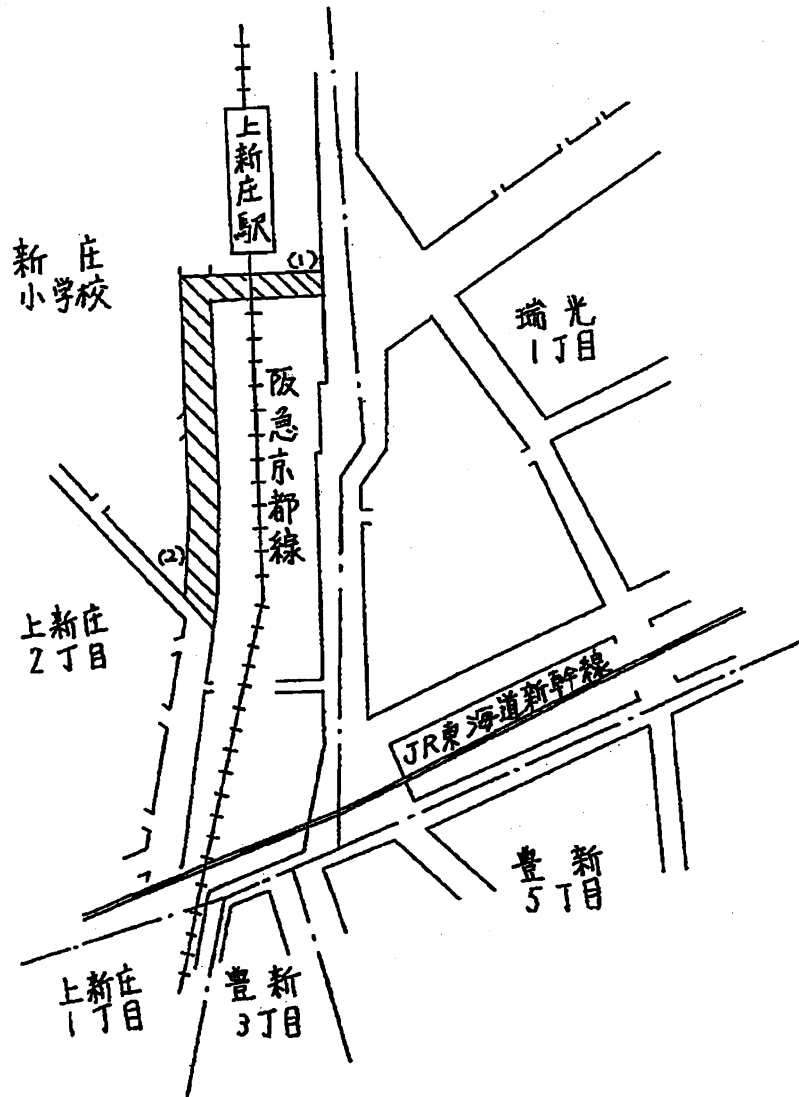


説 明

淀川区第2017-03号線

(1) (2)間

(3) 東淀川区



説 明

東淀川区第2017-01号線

(1) (2)間